

<趣旨>

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。また、いじめは、どの児童に対しても起こりうるものであり、決して許されない行為である。いじめ防止等について、全力を挙げて取り組んでいくために学校いじめ防止基本方針を策定する。(いじめ防止対策推進法第1条等より)

1. いじめ防止等に対する基本方針

(1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条)

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ①「いじめをしない、させない、放置しない」学校づくりをする。
- ②すべての児童が、安全に安心して学校生活を送れる学校づくりをする。
- ③いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組む。

(3) 学校及び学校の教職員の責務

- ①児童の保護者、地域住民、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。
- ②いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。
- ③教職員の生徒指導に関する研修の充実を図る。

(4) 児童の責務

- ①いじめを行ってはならない。
- ②いじめを認識しながら放置してはならない。
- ③いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

2. 「いじめ0(ゼロ)委員会」について

本校では、いじめの未然防止、早期発見および対処に務める組織として、「いじめ0(ゼロ)委員会」を設置する。

「いじめ0(ゼロ)委員会」は日常的にいじめの未然防止・早期発見・対処に努め、その時の状況に応じて、関係の深い教職員や外部専門家等を追加するなどの柔軟な組織とする。また、重大な事案が起こった場合には、この組織が中心となって対応にあたる。

○ いじめ0委員会構成メンバー

校長・教頭・主幹・教務主任・生徒指導主任・関係学年主任・担任・関係学年職員・養護教諭

※その他必要に応じて、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、部活動顧問が参

加する。

3. いじめの未然防止

いじめの未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で、授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

- (1) 安心・安全な学校生活
- (2) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
- (3) 豊かな人間関係づくりと心が通じ合うコミュニケーション能力の育成
- (4) いじめに対する正しい知識

4. いじめの早期発見

どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

- (1) 児童へのアンケート調査（年3回【5 or 6月・10 or 11月・1 or 2月に実施】）
児童への Google フォームによるアンケート調査（毎月実施）
- (2) 児童との教育相談の実施（年3回【6月・11月・2月に実施】）
- (3) 保護者との個人面談の実施
（年1回【7月に実施】、その他児童との教育相談時に希望保護者のみ）

5. いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報することの大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分に配慮をし、迅速かつ適切に対応する。

- (1) 学校のいじめの相談・通報窓口の周知
- (2) 学校以外はいじめの相談・通報窓口の周知

相談場所	連絡先
鎌ヶ谷市教育委員会学校教育課指導室	047-445-1141
鎌ヶ谷市適応指導教室（ふれあい談話室）	047-445-4952
鎌ヶ谷市青少年センター 鎌ヶ谷市青少年インターネット目安箱	047-445-4307
24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310
子どもの人権110番	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497
市川児童相談所	047-370-1077

6. いじめを認知した場合の対応

- (1) 個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、組織としての対応に努める。
- (2) 教育的配慮のもとでのケアや指導に努める。

7. 公表・点検、評価等について

- (1) 学校基本方針は、学校のホームページに記載し、公表する。
- (2) 保護者アンケート(学校評価)を活用し、学校でのいじめ問題への取り組み等を評価する。
- (3) 評価を分析し、取り組みの見直しをする。

なお、この基本方針は、今後「いじめゼロ委員会」等で、取組の点検・評価をし、改善及び見直しを図っていくことを付記する。

